

## 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省第 45 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給水装置工事主任技術者の選任） 第二十一条（略） 2（略） 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の<u>規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>（給水装置工事主任技術者の選任） 第二十一条（略） 2（略） 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、<u>一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>